

学校体育施設空調設備利用方法

令和6年10月30日第1版作成

令和7年5月26日第4版作成（納付期限の超過に関する記載の追加）

令和8年4月1日第5版作成（和光市LINEによる学校体育施設利用日誌提出の方法追加）

目次

1. 空調設備の利用手続の主な流れ 1
2. 空調設備の利用手続 2
3. 利用手続の補足 2

「<学校体育施設設備空調使用料（1時間あたり）>（補足）令和7年6月1日から

体育館（アリーナ）空調設備：400円

格技場空調設備：200円

卓球場空調設備：100円

「<市内小中学校空調設備設置スケジュール（予定）>（補足）下新倉小は設置済

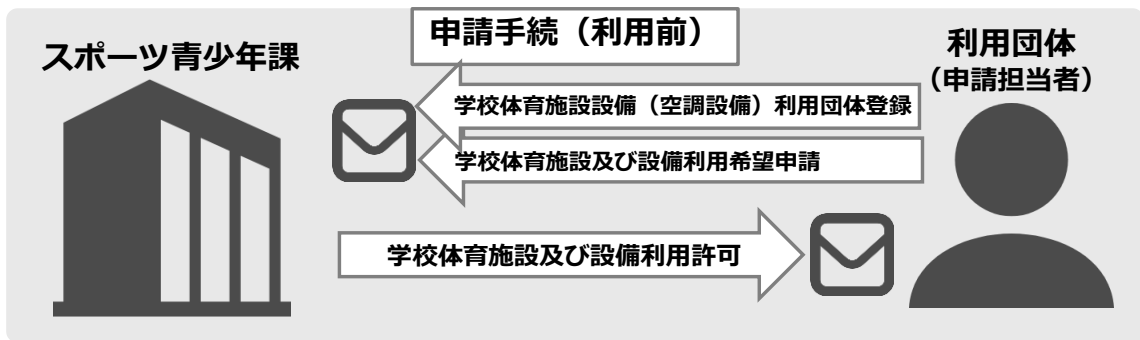
令和6年度（完了）：白子小、新倉小、第三小、大和中

令和7年度（完了）：第四小、第五小、広沢小、第二中

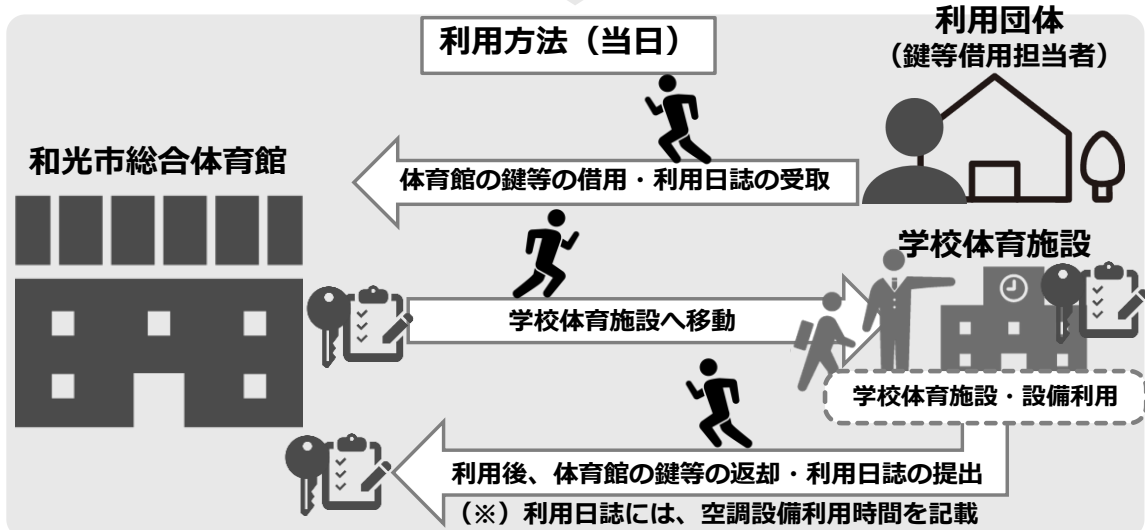
令和8年度：北原小、本町小、第三中

1. 空調設備の利用手続の主な流れ

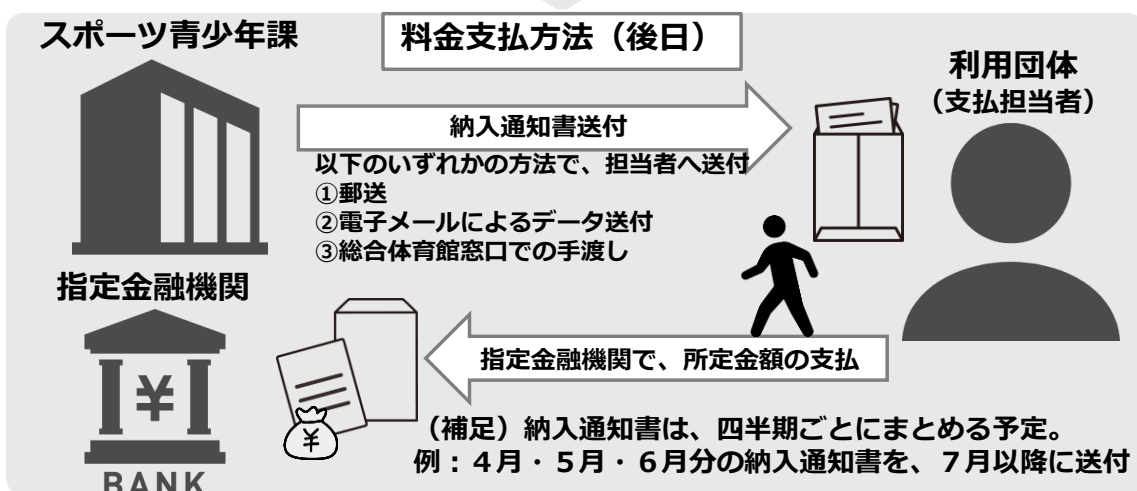
学校体育施設空調設備利用手続の主な流れ（イメージ）



(補足) 原則、利用前に学校体育施設設備（空調設備）利用団体登録が必要。登録した団体は、学校体育施設利用申請と設備利用希望を同内容で受け付けるため、別申請不要。



(補足) 事前に利用団体登録を行っていない場合、利用日誌に利用時間を記載すれば、空調設備は利用可能。この場合、利用後、速やかに利用団体登録を行うこと。



(補足) 納入通知書は、四半期ごとにまとめる予定。
例：4月・5月・6月分の納入通知書を、7月以降に送付

2. 空調設備の利用手続

(1) 使用料支払担当者登録

空調設備利用希望団体は、別添様式例「学校体育施設設備（空調設備）利用団体登録書」を、スポーツ青少年課メールアドレス「c0400@city.wako.lg.jp」宛てに、提出してください。提出にあたっては、様式例によらず、メール本文に必要事項を記載する方法でも差し支えありません。

参考：学校体育施設設備（空調設備）利用団体登録書の登録内容

- ① 団体情報（団体名、担当者名、連絡先（電話番号・メールアドレス））
- ② 文書送付方法希望（使用料納入通知書希望送付方法（郵送・メール・手渡し））
- ③ 5割減額適用区分（5割減額適用区分該当団体のみ）

(2) 「和光市 LINE による学校体育施設利用日誌」による空調設備利用時間報告（令和8年4月1日以降）

空調設備を利用した団体は、学校体育施設利用後、総合体育館へ提出する「和光市 LINE による学校体育施設利用日誌」に、空調設備利用時間を入力し提出してください。

(3) 「納入通知書」に基づき使用料納付

利用時間に応じた使用料の納入通知書について、スポーツ青少年課から、(1)で登録いただいた担当者あてに送付します。利用時間は、月単位でまとめて計算します。この際、1時間未満の端数を生じたときは、30分を超えるときは1時間とし、30分以下のときは切り捨てます。担当者は、納入通知書に従って、所定の金額を指定金融機関で納付してください。

納入通知書は、3か月分（四半期分）の使用料をまとめて作成、送付予定です。（例：7月分から9月分：10月に納入通知書送付）

納付期限は、納入通知書送付後、一か月程度とします。この納付期限超過後でも、延滞金は発生せず、納付することができます。納付期限超過後に納付した場合は、スポーツ青少年課あてに、納付した旨、メールで報告してください。

納付期限から1～2カ月を経過しても、納付が確認できない場合は、学校体育施設利用を認めない場合や、許可を取り消す場合があります。

3. 利用手続の補足

(1) 学校体育施設設備（空調設備）利用団体登録については、順次受付します。利用希望がありましたら、スポーツ青少年課あてにご連絡ください。

(2) 登録内容のうち「文書送付方法希望」について、郵送を選択した場合、別途登録いただく住所あてに、文書を送付します。メールを選択した場合、登録したメールあてに、文書をデータでお送りします。この際、文書の印刷は、利用団体で行っていただく必要があります。手渡しを選択した場合、和光市総合体育館での学校体育施設利用時の鍵受け渡しの際に、文書をお渡しします。

メールまたは手渡しを選んでいただいた場合、郵送経費を削減することができます。対応可能な団体は、ぜひご検討ください。

(3) 5割減額適用希望団体におかれましては、記載いただいた5割減額適用区分の適否について、学校体育施設利用団体登録手続で提出のあった名簿に基づき確認しますので、追加

手続は不要です。適否が確認できない場合にのみ、追加で連絡させていただきます。

- (4) 「学校体育施設設備（空調設備）利用団体登録書」提出団体については、学校体育施設利用希望申請内容を、学校体育施設設備利用希望申請と同内容とみなします。このため、学校体育施設設備利用申請を別途行う必要はありません。
- (5) 土・日・祝日の空調設備利用において、利用団体が入替わる際（例：午前の利用団体と午後の利用団体が別の場合）に、継続して空調設備を利用することが確認出来た場合は、節電の観点から、空調設備の電源は切らず、そのまま利用してください。

なお、上記の対応は、利用終了時点で次の利用団体が来館していない場合は不要です。その際は、空調の電源を切って退館してください。

参考資料：学校体育施設設備（空調設備）利用団体登録書

学校体育施設設備（空調設備）利用団体登録書

学校体育施設設備（空調設備）を利用したいので、下表のとおり登録します。

① 団体情報	団体名		
	担当者名		
	連絡先 (※) 原則、メールで連絡予定	電話番号	
		メールアドレス	
② 文書送付方法希望	使用料納入通知書 希望送付方法 (右欄口にチェック(✓))	<input type="checkbox"/> 郵送（郵送の場合、下欄に送付先住所と宛名を記入すること）	
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px; text-align: center;">住所</div> <div style="padding-left: 5px;">〒</div> </div> <div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px; text-align: center;">宛名</div> </div>	
		<input type="checkbox"/> 電子メールによるデータ送付（※1） <input type="checkbox"/> 総合体育館窓口での手渡し（※2） (※1) 納入通知書をデータから印刷する必要があります。 (※2) 学校体育施設利用時の鍵受け渡しとあわせて、お渡しします。	
③ 5割減額適用区分 (減額適用希望団体のみ)	【以下いずれかの5割減額適用区分に該当する団体のみ記載】		
	該当減額適用区分 (右欄口にチェック(✓)) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> 区分に該当しない団体、 減額を希望しない団体は 記載不要 </div>	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有し、身体障害者手帳を所持する者、知的障害者と判定を受けた者若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者を主たる構成員（※1）とする団体 <input type="checkbox"/> 市内に住所を有する65歳以上の者を主たる構成員とする団体 <input type="checkbox"/> 市内に住所を有する15歳以下の者を主たる構成員とする団体（※2） (※1) 「主たる構成員」とは、該当する構成員が7割以上であること。 (※2) スポーツ少年団などを想定。	

(※) 上記の個人情報は、和光市が実施する学校体育施設開放事業の運営のみに利用します。

参考資料：納入通知書様式例

納入通知書兼領収書				
第 12345 号	住所	和光市広沢 1-5		
	氏名	和光 太郎 様		
令和 6	年度	一般 会計		
科目	款	項	目	節
金額	円 区分(細節)			
納入内容				
納 期 限 限 り				
納 入 場 所 和光市指定金融機関等(郵便局除く)				
上記のとおり納付してください。 令和6年7月31日				
和光市長 柴崎 光子				印
				領収印
上記のとおり領収しました。 和光市指定金融機関等				
主管課名	課			

(納入者控) 納入者へ交付してください。

納入済通知書				
第 12345 号	住所	和光市広沢 1-5		
	氏名	和光 太郎 様		
令和 6	年度	一般 会計		
科目	款	項	目	節
金額	円 区分(細節)			
納入内容				
上記のとおり収納しましたので、 通知します。				
納期限 令和6年7月31日				
和光市会計管理者 様				領収印
主管課名	課			

(金融機関控)

納入済通知書				
第 12345 号	住所	和光市広沢 1-5		
	氏名	和光 太郎 様		
令和 6	年度	一般 会計		
科目	款	項	目	節
金額	円 区分(細節)			
納入内容				
上記のとおり収納しましたので、 通知します。				
納期限 令和6年7月31日				
和光市会計管理者 様				領収印
主管課名	課			

(会計課→主管課) 取りまとめ店へ送付してください。

(参考) 指定金融機関 (令和8年4月現在) (※) ゆうちょ銀行・郵便局は納入不可

・和光市指定金融機関

埼玉りそな銀行 (本・支店)、和光市役所内 埼玉りそな銀行和光支店派出所

・和光市収納代理金融機関 (下記の各本・支店)

りそな銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、東和銀行、川口信用金庫、朝日信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、巣鴨信用金庫、中央労働金庫、あさか野農業協同組合